

平成20年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成20年8月25日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、植田委員、河上委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、矢野委員、渡邊委員（13人中10人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境保全課）

福留課長、藤本課長補佐、安永課長補佐、鉄谷参事、竹田参事、廣畑参事

(3) 事業者等

4人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

(1) 「有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」環境影響評価準備書について

(2) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正（案）について

5 議事概要

(1) 「有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」環境影響評価準備書について

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見（案）及び知事意見について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

【事業計画に関する事項】

委 員

まず、1頁の「事業計画に関する事項」の「堰堤及び法面」についてだが、意見はないか。〇〇委員、〇〇委員何か意見はないか。

委員 取りまとめ案で結構である。

委員 ○○委員もそれで良いか。

委員 それで良い。

委員 「堰堤及び法面」については、今、審査会意見案で出ている文面で結構だという話なので、次に行きたいと思う。
次は、「基礎地盤等」についてだが、これは留意事項になっている。これについてはいかがか。

委員 意見ないか。

全委員 (意見なし)

委員 はい。では、次に「遮水工」についてはいかがか。○○委員、○○委員意見ないか。この部分は留意事項になっているが、先ほど説明を受けた内容で結構か。

両委員 結構である。

委員 それでは、2頁に移りたい。「最終調整池」についてはいかがか。

委員 ちょっといいか。

委員 はい。○○委員どうぞ。

委員 最終調整池というのは、3号調整池のことか。

委員 事務局、どうか。

事務局 はい。そのように聞いている。

委員 だったら、(この最終調整池を建設するまでに)どれぐらい時間がかかるのか。
(前回の審査会の際の事業者の話によれば、)この最終調整池をビオトープにするということだったが、どうなのか。

委員 このことについて、事務局、事業者側から何か聞いているか。

事務局 これについては、準備書の頁数で言うと2-41頁及び2-42頁になるが、まだ事業者側もこれから具体的に設計することになるのだろうと思って

いる。私が答えるよりも事業者が答えた方が確実だとは思うが、（2-41頁及び2-42頁の）下の方に、100mの縮尺が出ているので、これを基に考えると、3号調整池というのは、概ね縦100m、横100m以内ぐらいの大きさのものを設置するのだろうと思われる。

具体的な設計は今からというように聞いているので、事業者としてもまだ決まったということではないと思われる。

委員 それだけのものを（今の段階で）どうするかということを決めないで、ある程度話を進めているということか。

事務局 （事業者としては）具体的には、今後、詰めていきたいと思っているようだ。

委員 ちょっといいか。

委員 どうぞ。〇〇委員。

委員 私が気になるのは、審査会意見案の2頁の右上の欄の最後の2行である。これは、第1回目の審査会でも質問をして、事業者が答えた内容を書いてあるものと私は解釈するのだが、先ほどの委員の意見についても、多分この案の中に入っているのだと思う。審査会意見案として「具体的な計画・手法については、」ここで私は「必ず」と入れようかなと思ったのだが、「専門家の意見を参考にして決定すること。」と、ここに全部書いてあるのだろうと思う。

委員 只今のことについては、事務局、どうか。

事務局 はい、（案としては）そのように考えている。

委員 私はそのように解釈した。

委員 〇〇委員、よろしいか。

委員 ということは、今から（具体的な計画が）出て来るとのことか。

委員 評価書の方にある程度、出てくることになるだろう。

委員 であれば、「必ず」、「ちゃんとやります」ということだろう。

委員 他の委員、只今の〇〇委員、〇〇委員の意見について何か御意見ないか。

委員 もう一回よろしいか。疑問なのだが、最終調整池の中に水が溜まってくるのか。

委員 全部が水ではないだろう。

委員 ということは、涸れているところもあるということか。

委員 そこは、良く分からないのではないか。

委員 水が溜まっている（底面が干上がっている部分はない）ということではないか。

委員 いろいろな水が流れてきて、ここに入るのではないか。

委員 このことについて、事務局、事業者側から何か聞いているか。

事務局 周囲の雨水が入って来るので、雨がずっと降らない時は、水もかなり少なくなってくるような可能性もあると思われる。

委員 ということは、晴れた時はどうなるのか。水が涸れるのか

事務局 雨水調整池ということを考えると、普通、雨水調整池は大きな工場とか団地とかに設置されている。そういう大きなところでは、晴れた日が続くと水が無くなりテニスコートやグラウンドになるものもある。ただし、ここが、元々水田や畑であったためいつも水が溜まった状態になるのか、あるいは晴れた日が続くとカラカラの状態になるのかどうかは分からないが、雨が降れば水が溜まり雨水調整的な役割を果たすということである。完全にカラカラになるかどうかまでは分からない。

委員 ということは湿地帯とは言えないのではないのか。

委員 蓮の池（現在の調整池）があって、そのそばに水路があったのではなかったか。

委員 現地視察の際に、下の方に見えていたところか。

委員 今の蓮の池の話だが、下に見えた蓮根畑のような池であれば、元々調整池だったのではないか。

委員 やっぱり調整池だったのか。

委員 そうである。

委員 地形的な水とそれから壁からの（浸みだし）水がかなり出ていたので、そのような水が集まって来て、さらに雨水も加わってくると、絶対干上がるような環境ではないと思う。

委員 よろしいか。最終調整池について他に御意見ないか。ないようだったら次に行きたいと思う。

【大気環境に関する事項】

委員 2頁の大気環境の交通騒音についてお願いしたい。
〇〇委員、いかがか。

委員 結構である。

委員 ちなみに、意見のところに、「クリティカル」という言葉があるが、どういう意味か。

委員 環境基準とあまり値が変わらないということである。環境基準よりは小さいが、かなりきわどいところにあるということである。

委員 よろしいか。他にないか。
ないようだったら、大気環境については、何かあれば後で意見を頂ければと思う。

【水環境に関する事項】

委員 次に3頁の水環境の地下水について意見をお願いしたい。

委員 質問したいことがあるが。

委員 はい、どうぞ。

委員 最初の説明の中で、関係市町村の意見ということで、熊本市が意見を述べたというのがあったが、例えば、委員意見のところに水環境課や文化課といった県の関係課・機関の意見等が入っているが、熊本市長として何を言ったかというのはここには書かないのがルールなのか、その辺はどうなのか。

事務局 本来であれば入れるところであり、去年も入れていた。しかし、熊本市

からの意見回答が、当審査会ギリギリになったので、今回の資料には掲載することができなかったもの。本来であれば、同様の趣旨であるので、資料の中の一つの項目、関係課からの意見の並びと一緒に記載すべきところである。

委 員

今のことについては、（事業区域が）熊本市の地下水の涵養域の中にあるということを考えると、熊本市がそういう指摘をしたということは、かなり重みがあることだと思ったので、そこには是非入れておくべきではないかと考えた。

全体の地質と地下水のことについては、審査会意見案として出ていることでよろしいと思うが、これを素直に読むと「これ以上はボーリングしなくて良い」というように読めると思う。やはり、必要によっては追加のボーリングをすべきことをさせてはっきりさせておいた方が良いと思う。場合によっては追加のボーリングが必要であるということを明記しておかないと、ただ既存資料だけで検討した結果、「これだけのことしか分かりませんでした」ということになった場合に困るのかなと考えるからである。実際、事業者の見解がどこかに出ていたけれども、（調査した地下水を）第一帯水層の地下水と認識しているようであり、全体を第一帯水層と認識しているのであれば疑わしいと思う。まして、準備書ではボーリングした井戸は被圧されていると表現されている。これは、6-12-15 頁の図 6.12.1-11 を見ると、水位は中空にあることになっており、中空にあるということは被圧されているということの意味している。しかし、第一帯水層が被圧されているということは、地下水のあり方のメカニズムとしては考えにくいと思う。圧力の無い水で、その下に粘土層か何かの支えがあって、その上にある水のことを第一帯水層と言われており、これまでの経験では、それは被圧されていることがほとんど無いようだ。そうすると現実的には、第二帯水層を見ているのではないかという疑いの方が強いと私は考えている、ゴタゴタと第二帯水層のことをたくさん書いているのも、そのことを明確にしておかないと、後で、影響が出ましたという話になった時に、どこまで調査していたのかということになるかと思う。だから、「必要によっては追加のボーリングをすることも必要である」という表現を入れておいた方が良いのではないかというのが私の意見である。

委 員

そうすると、（審査会意見案には、地下水に関する意見が）2項目あるが、そのどちらに入れた方が良いか。上か、下か。

委 員

上の真ん中付近ではないだろうか。

「既存資料の情報収集解析をするだけではなくて、必要に応じてボーリング調査を行うなどして明らかにしないさい」というところで良いのでは

ないか。

委員 只今の意見のとおり事務局修正をお願いしたい。

事務局 「既存井戸の情報収集・解析をするとともに、必要に応じてボーリング調査を行うなどにより」というような形でよろしいか。

委員 最終的な文言は私と〇〇委員とで相談のうえ決定したいと思うが、それでよろしいか。
他に御意見ないか。

委員 左の方の委員意見と書いてある部分だが、「事態」と書いてあるところがある。私は「実態」と書いていたと思うのだが、そのように修正をお願いしたい。

事務局 はい、そのように修正しておきたい。

委員 地下水に関する2つの委員意見の中で、1つめの意見に記載されている文章が2つめの意見にも同じように記載されているが、これは、2つめの意見の方を削除するということで良いか。

事務局 はい。事務局の記載ミスである。

委員 同じような記述が2つめの委員意見にも出てくるので、2つめの委員意見の方を削除するということである。

他に地下水について何かないか。ないようだったら次に行きたい。4頁の地下水及び水質について意見ないか。

この水質のところでは私が意見を出しているのだが、事業者の回答から含水率を測っていないという回答があった。一般にこのような場合に含水率を測らないということは考えられず、含水率を測った時点で含水率が高いとその土壌は有機質土ということになるものである。元々、有機質が多いと黒く見えるので、土が黒いということ自体が高有機質土の可能性が高いので、黒い色だということは高有機質土ということを考えるべきで、それを高有機質土でないと判断すること自体ちょっと考えられない。あまり時間もなかったので言わなかったけれども、もう一回確認をお願いしたいと思う。

事務局 はい。分かった。

委員 水質については、よろしいか。

委員	確認だが、留意事項というのはどういうものだったか。
委員	事務局再度説明をお願いします。
事務局	再度、意見と留意事項について説明したい。（「意見」と「留意事項」について説明）
委員	「意見」と「留意事項」との違いに基づき記載されているということか。
事務局	委員の皆さまから頂いた意見を、只今説明したことを基に区分して、審査会意見（案）に記載している。知事意見は、意見・留意事項ともに、それぞれまとめて事業者伝えるということになる。
委員	留意事項も必ず事業者側に伝わるということ。よろしいか。
委員	はい。
委員	ちょっと、いいか。
委員	はい、どうぞ〇〇委員。
委員	水質のところの「黒ぼく」についてだが、「黒ぼく」の「ぼく」の字はカタカナだと思うのだが、どうか。
委員	現在、地盤工学会では、ひらがなで書くようになっているので、ここでもそのように記載しているのだと思う。分野で少し違うとは思っているのだが、こういう土質試験方法では、ひらがなを使っているものだから、ここでもひらがなを使っているのだと思う。農業の方ではカタカナが多いのだと思うが、本によって、あるいは学会によっても農業と土木の方では違うようである。 はい、それでは、次に行きたいと思う。

【動物、植物及び生態系に関する事項】

委員	次は動物に行きたいと思う。動物について、〇〇委員何かあるか。
委員	事業者に聞きたいと思うのだが、コガタノゲンゴロウについて移殖するということを書いてあるのだけれども、実際改変区域内にいるものを具体的にどのように移殖するのか、聞きたいと思う。

委員 確認したいということなので、事業者を呼ぶことにしたいがどうか。

委員 はい。

委員 では、事務局、事業者を呼んで来てほしい。

事務局 はい、了解した。

委員 事業者が来るまでにしばらく時間があるようなので、その間に留意事項についての検討をお願いしたいと思う。留意事項についてはどうか。

委員 意見についてだが、マシジミについては記載されていないが、どうしてか。同じようなことか。

事務局 今回、先生の意見ではヒラマキミズマイマイとマシジミということで頂いたが、その後、事業者からの見解でマシジミについては、先生の指摘されたページには事業者の記載漏れがあったが、別の頁では事業実施区域外の坪井川でもマシジミが確認されているということで、審査会意見（案）としては削除したものを提案した。

委員 事業者の意見では、坪井川で確認されたものを、ドロップ（記載）するのを忘れていたということだった。確認された場所は、事業者側の回答に書いてあった坪井川の放流直下の一箇所と堀川合流前地点の一箇所だったと思う。できたら具体的に場所を知りたいのだが。

（事業者入室）

委員 委員の方から事業者に質問があるということなので、お呼びした。よろしくお願ひしたい。〇〇委員どうぞ。

委員 コガタノゲンゴロウの移殖についてだが、具体的にどのようにされるつもりかお聞きしたいと思う。
つまり、改変区域内にいるコガタノゲンゴロウをきっちり保護・保全して頂きたいということである。

事業者 コガタノゲンゴロウが確認されているのは、改変区域の方なので、ここについては、今ある調整池の方を改変の前に事前に確認を行い、一旦採取を行う。当然その時には、事業者見解の方で回答しているとおり、3号調整池の方を先に作るという計画にしているので、そちらの方にその採取したものを移していくという形を取りたいと考えている。
実際、そこでの生息が確認されているかどうかについては、併せて事後

調査も行って、その後については確認していくという計画になっている。

委員 ○○委員、よろしいか。

委員 はい。では、次にマシジミについてはどうか。

事務局 その点については、別冊の6-15-71頁のところに記載されているようだが。

委員 分かった。

委員 ○○委員、よろしいか。

委員 はい。

委員 その他、事業者に質問等ないか。

委員 いいか。

委員 はい。どうぞ○○委員。

委員 3号調整池はかなり大きいようだが、図を見る限りでは100m四方ぐらいあるのかなとも思う。そこにいつも水が溜まった状態になるのかどうか、そこまで分かるか。

事業者 現在の調整池というのは、元々造成のための仮の調整池であり、ここは通常雨が降らなくても水が溜まったままの状態である。雨が降れば溢れて流れて行くが、雨が降らない時期でも水が溜まった状態にある。

仮に3号調整池を作ったとしても、ある程度の水位は保てるのかなと思っている。

委員 よろしいか。

委員 はい。

委員 ちょっとよろしいか。

委員 はい、どうぞ。○○委員。

委員 言葉なのだが、「消失個体からの種子の採取」とあるが、今、実際にやっているのか。どうやってやるのか。

事業者 その件については、「消失個体から種子の採取を行う」ということで、言葉の表現として少し足りなかったところがあるが、消失する改変区域で確認された植物については、種子の採取を行って播種を行うということを考えているということである。

委員 ミゾコウジュ、カワデシャ及びイトトリゲモについては、（改変区域内に）相当数ある。私が最初準備書を見た時に、あまりに個体数が多いので、（事業者側は）移植をやめたのではないかという気がした。（評価書では、）はっきり書いて頂けるものと思うのだが、移植と播種とのセットで是非行って頂きたいと思う。事業者には、そのようにお願いしたいと思う。

委員 はい、他に事業者の方に御質問、御意見等ないか。
ないようなので、事業者の方は退席をお願いしたい。

（事業者退室）

委員 ヒメミズカマキリの移植のところだが、「植」の字は植物の「植」ではなく、生殖の「殖」だと思うので修正をお願いしたい。

事務局 分かった。そのように修正したい。

委員 他に意見があればお願いしたい。はい、〇〇委員どうぞ。

委員 意見の方にも書いておいたが、「表土の移植」という言葉があるのかどうか確認が必要だと思う。「植物の移植」ということは分かるが、「土を移植」という言い方があるのかどうか。そのような言葉があるかも知れないが、私たちは「土を移植する」とはあまり使わないので。

事務局 その件については、事業者と話をしたところ、準備書にはそのような記載になっているが、評価書の方では「表土のまきだし」などの別の表現に変えるということだった。

委員 「表土のまきだし」か。

事務局 盛土する時などに土木分野では使うようである。移動とかそのような表現も考えられるのだが、事業者はそうに言っていた。事業者としても「土を移植する」という表現がふさわしくないという指摘は、その通りだと認識しているようである。

委員 「まきだし」という言葉はあまりなじみがないのではないか。あくまで、評価書は分かり易いということが重要だと思うので、あっさり「保存」と

書いた方が良いのではないか。

委員 私も「まきだし」という表現は、ちょっと違うと思うのだが。
〇〇委員が言われた「保存」とか「表土の再利用」とかの表現が分かり易いのではないかと思う。

事務局 分かった。只今の御意見を踏まえ「まきだし」以外の表現に修正するよう事業者に伝えたいと思う。

委員 他にないか。はい、〇〇委員。

委員 先ほどの黒ぼくの話だが、ひらがなの場合には、土木学会表記に対応しているとコメントを入れておいた方が良いのではないか。というのも、準備書の「6-8 水の濁り」のところを見ていたのだが、全てカタカナで書いてあるようだ。

委員 であれば、カタカナで構わない。カタカナに直すことにしたい。水質のところにも黒ぼくという表現が出てくるが、「黒ぼく」の「ぼく」は「ボク」に直してほしい。

委員 黒ボクといった場合、どのような土壌なのか。

委員 火山灰の風化した土壌で、開墾当初であれば赤いのだが、それが有機質が増えて黒っぽくなるということである。空港周辺の畑地を見ると分かるが、黒っぽい土である。あれが黒ボクである。有機質が増えて黒っぽくなるということである。

委員 土の名前ということか。

委員 そうである。土の名前である。
他に植物・生態系で意見ないか。
ないようであれば、次に行きたい。

【景観・文化財その他に関する事項】

委員 5頁の景観・文化財その他について御意見をお願いしたい。
〇〇委員いかがか。

委員 これで良いと思う。

委員 文化財については、〇〇委員が本日お見えでないので、事務局から〇〇委員に留意事項として取り扱うということを確認してほしい。

事務局 分かった。

委員 他にないか。はい、〇〇委員。

委員 以前にお話したことでもあるのだが、景観の意味である。技術的留意事項の「第2章 個別的事項」の第3として「人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」とあるのだが、この部分については、解釈の仕方が色々できるような気がして仕方がない。以前言ったように景観というのは刻々と変化するわけであり、例えば、まず、何回も言うが、景観というのは環境要素の総和である。そうすると植物の生長、あるいは周辺の変化によって刻々と変わってくる。その土地利用が最終処分場として固定されれば、周りの様子も変わってくるのが考えられる。となると、当然動植物にも影響が出てきて、生態系全体にも変化が現れてしまう。そうすると評価が非常に難しくなってくる。今までのような単なる人と自然との豊かな云々で、やっていいのかという気がして仕方がないのである。だから、私も意見として書いた。「景観は生態系の機能を無視して語ることはできない。このことを考慮した上での評価であることを示すことは、評価書の信頼を高める。」というように書いている。これに対し、事業者見解は、「あくまで人の視覚の影響評価の必要性から景観に関しての予測、評価を行いました。」だった。そんなものではないだろうと私は思う。今後一番重要な部分だと思っている。景観というのは、生態系も含めた色んな環境要素の全てである。

今回の事業についてはそうでもないのだろうけれども、今後この辺は検討する必要があると思っている。

委員 只今の件については、ここに項目として挙がっていないので、分かりにくいかも知れないが、〇〇委員の意見を留意事項の方で取り上げたいと思う。〇〇委員、留意事項でよろしいか。

委員 はい。結構である。

委員 他の委員の方々は只今の意見に関していかがか。

委員数名 賛成。

委員 留意事項として、事業者に「こういう考え方が景観である。一般的に言われている景観の考え方と少し違う。本当の景観というのはそういうもの

ではないか。」というような形でよろしいか。

〇〇委員もそれでよろしいか。

委員 技術的留意事項だったと思うが、要するにそういう評価の仕方が、国から示されたものに全く無い。そういうものを県レベルで変えるということではできないのだろうと思うが、そこまで行けるかなとも思うし、行ければいいなとも思っている。この事業について言うのか、あるいは、技術的留意事項全体を見直すということでやっていかないといけないのか、そういうところがちょっと難しいなと考えている。しかし、そういうことを事業者側に伝えることは、大いにやってもらいたいと思う。

委員 ちょっと、よろしいか。

委員 はい、どうぞ〇〇委員。

委員 技術的留意事項には「人と自然との豊かな触れあいの確保を例として」と書いてある。人間というのは定義を先に考えるので、では「人と自然との豊かな触れあい」とは何なのだろうと疑問に思っただけで仕方ない。〇〇委員と同じ意見である。単なる景色・風景とは違うだろうと、前回の審査会の時にも景観は大きく変わるだろうと言ったのだが、生き物、時間的な背景、等によってガラッと変わってしまうのである。単なる写真一枚で判断することではないだろうと思う。この部分については、本当に検討すべきところだと思う。

委員 はい、分かった。委員の方々からはそのような考え方が出てくるのだと思うが、今まではなかなか景観という視点が抜けていたので、何とかくっつけようとしてそういう人の見た目だけをいていたように思うのだが、景観というのは実は自然と人の関わりから来るものであって、そういうことを考えると、現段階では難しいものかも知れないが、留意事項で仕方がないのだけれども、そのように事業者の方に「景観とはこういうものだ。」と伝えておくことが大事だと思う。〇〇委員の意見を踏まえて留意事項で構わないので、事務局の方で只今の〇〇委員の意見を入れておいてほしい。

事務局 はい、分かった。

【全体に関する事項】

委員 全体通して、何かないか。言い忘れていたとか何かないか。はい、〇〇

委員。

委員 地下水のところだが、熊本市がどのような意見を出されたのか、再度、聞かせてもらえるか。

委員 事務局、お願いしたい。

事務局 はい。地下水流向ということで、「熊本市水源データ集による地下水の流れと今回の調査結果が全く異なる理由について可能な限り明確にすること。例えば、調査地点や深さについて、もっと多くデータ収集を行い判断する必要があると思われる。」というように廃棄物指導課の方から意見が出ている。

委員 ○○委員、よろしいか。

委員 はい。

委員 他に御意見ないか。はい、○○委員。

委員 準備書には50年掛かると書いてあるが、ここで行った評価というのはどれぐらい影響があるのか。50年先までこの事業者は、この評価でやっていくということか。例えば、3年後とか数年後にOK出したから50年先までこの基準でやっていくということになるのか。

委員 事務局、どうか。

事務局 はい、将来にわたって不確実性があるという場合には、事後調査を行いながら確認していくということになっている。そのままこれで終わりということではない。事後調査で何か環境への保全措置が必要なことが出てきた場合には、事業者は対応する必要がある。

委員 確か、(事業者側は)アセスをやり直すというように言っていなかったか。

事務局 事業者の考えでアセスをやり直すというように言っていたのだと思う。制度上は、今後の事業内容が、例えば処分場が現在の計画よりも横にはみ出すとか、ある一定割合を超えた変更になるような場合には再アセスというように決まっているので、そのようになれば手続き上必ず再アセスをしなければならないが、今の事業計画の中で将来にわたって環境要素が変わってきたということであれば、事業者自らそれを確認して必要な措置をするということになるかと思う。

委員	<p>よろしいか。他に御意見ないか。</p> <p>他に御意見ないようだったら、もう一度最終的に確認したいが、変更の ところは、3頁の地下水のところ、1項目めの下から3行目のところ である。文章的には〇〇委員と私とで詰めるけれども、「既存井戸の情報を 収集・解析するとともに、必要に応じてボーリングを追加するなどにより」 といった文を追加するということである。</p> <p>その他は語句の訂正等で、文章の変更は無かったと思うが、よろしいか。</p>
全委員	はい。
委員	次に、只今の修正については、私と〇〇委員とで調整したうえで最終的 には決めたいと思うが、その結果を踏まえて、最終的な審査会意見とし たいと思う。それで御一任頂けるか。
全委員	はい。
委員	ではそのように取り扱わせて頂きたい。

(2) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正（案）について

事務局（環境保全課）から、今回の熊本県環境影響評価技術指針の一部改正の経緯
の説明及び改正案の提示を行った後、審議が行われた。主な質疑等については、以下
のとおり。

委員	只今の事務局からの説明に対して、何か意見等ないか。
全委員	ない。
委員	それでは、意見なしということで取り扱わせて頂きたい。

※配付資料

- ① 会議次第
- ② 「有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」
準備書に対する審査会意見のとりまとめ
- ③ 「有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」
に関する熊本県環境影響評価審査会意見（様式）
- ④ 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正（案）について